九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 7 章　社会連携の強化

第 1 節　産学連携の強化

876　九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程

（1996（平成 8）年 3 月 22 日制定）

九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、本学の大学院において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的とする学内の共同利用施設として、九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「VBL」という。）を置く。

（VBL の事業）

第二条　VBL においては、次の各号に掲げる事業を行う。

一　将来の我が国の産業を支える基盤技術についての研究開発プログラムの実施

二　前号に係る研究開発を進めるための動向調査に関する研究者の海外派遣及び外国人研究者の招へい

三　前各号に掲げるもののほか、VBL の目的を達成するために必要な事業

（VBL の長及び次長）

第三条　VBL に長及び次長を置く。

2　VBL の長は、本学の専任の教授のうちから、VBL の次長は、本学の専任の助教授または講師のうちから、それぞれ、次条に規定する運営委員会の推薦により総長が任命する。

3　VBL の長は、VBL の業務を掌理し、VBL の次長は、VBL の長を助け、VBL の業務を整理する。

4　VBL の長及び次長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5　VBL の長及び次長は、再任されることができる。

（運営委員会）

第四条　本学に、九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一　VBL の事業計画に関すること。

二　VBL の予算及び決算に関すること。
三　VBL に係る人事に関すること。
四　VBL に係る研究者の海外派遣に関すること。
五　VBL に係る外国人研究者の招へいに関すること。
六　VBL の利用に関すること。
七　その他 VBL の運営に関する重要事項

第五条　運営委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　理学部、工学部、農学部及び大学院システム情報科学研究科の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各二人
二　大学院数理学研究科及び大学院総合理工学研究科の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各一人
三　文学部、教育学部、法学部及び経済学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人
四　医学部、歯学部及び薬学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人
五　生体防御医学研究所、応用力学研究所及び機能物質科学研究所の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人
六　VBL の次長
七　その他運営委員会が必要と認めた者

2　前項各号（第六号を除く。）の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第六条　運営委員会に、委員長を置き、VBL の長をもって充てる。

2　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第七条　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営小委員会）

第八条　運営委員会に、運営委員会の審議の円滑化を図るために運営小委員会を置く。

2　運営小委員会は、主として運営委員会の委員をもって組織する。

3　運営小委員会は、運営委員会から、あらかじめ指定された事項について審議する。

4　前項の規定による運営小委員会の審議事項のうち、運営委員会が適当と認めるものについては、運営小委員会の議決をもって、運営委員会の議決とすることができる。

5　運営小委員会は、専門的事項の審議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6　その他運営小委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

（利用資格）

第九条　VBK を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

一　本学の教官

二　本学の大学院学生

三　その他運営委員会が適当と認めた者

2　その他 VBL の利用に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

（施設の管理）

第十条　VBL の施設及び設備の管理は、工学部において行う。

（事務）

第十一条　VBL に関する事務は、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第十二条　この規程に定めるもののほか、VBL の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附　則

1　この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号中大学院システム情報科学研究科に係る部分の規定は、平成八年五月十一日から施行する。

2　この規定施行後最初に任命される VBL の長及び次長ならびに運営委員会の委員の任期は、第三条第四項本文及び第五条第二項本文の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日までとする。

3　この規程施行後、平成八年五月十日までの間、第十一条中「工学部等事務部」とあるのは「工学部事務部」と読み替えるものとする。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 55 号　1996（平成 8）年 6 月 1 日現在。原本縦書き。

877　九州大学における兼業の取扱いについて

（「第 1283 回評議会記録」　1997（平成 9）年 3 月 21 日）

九州大学における兼業の取扱いについて

科学技術基本計画が策定され、民間等の研究に係る活動を行うことは、産学官連携による我が国の科学技術振興に資するとともに、研究者自らの能力を涵養し発揮する機会となるという観点から、勤務時間外に営利企業における研究開発等に従事する場合も兼業が許可されることとなった。また、併せて兼業の許可件数等の制限も撤廃されることとなった。

このように、関係法令の改正で制限が緩和されたことにより、本学においても教官の兼業がより専門性を深め、研究活動が更に活性化することは必至であり、社会に開かれた COE の構築を目指して大学改革を推進中の本学はこれに積極的に対応する必要がある。

しかしながら、昨今の社会情勢に鑑み兼業に関し社会的な疑惑や不信を招かないために、下記のとおり取扱いを定め、その透明性を確保するものとする。

記

1. 各部局長は、教官から兼業の申請があった場合は、教授会等において審査の上、総長に上申するものとする。

なお、審査方法については、各部局において定めるものとする。

2. 審査に当たっては、次のことに留意するものとする。

(1)　兼業先と申請者の占める官職との間に、免許、認可、許可、物品の購入等の法令上の権限に係る関係がなく、かつ、これらに関する個別案件の決定に係る法令上の権限を有する審議会等の委員に委嘱されていないものであること。

(2)　業務の内容が、公序良俗に反しない等社会通念に照らして、国家公務員が行うものとして適切なものであること。

(3)　兼業することにより、本務に支障を来さないものであること。

(4)　兼業に対する報酬の額が、社会通念上合理的なものであること。

(5)　兼業に関し各部局において定める事項に反しないものであること。

「兼業の取扱い」の運用について

(1)　営利企業における兼業は必ず審査するものとし、それ以外の審査案件は各部局の実情に応じて設定することができるものとする。

(2)　兼業の許可件数及び従事時間数については、各部局の実情に応じて制限することができるものとする。

(3)　兼業に関する情報の開示は、情報公開法制定の進捗状況を観ながら対応を検討するものとする。

878　九州大学教員の関係業者等との接触に関する倫理規則

（1998（平成 10）年 3 月 20 日制定）

九州大学教員の関係業者等との接触に関する倫理規則

（目的）

第一条　この規則は、関係業者等との接触に関し、九州大学に勤務する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「教特法」という。）第十一条第一項及び教育

公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第二条第一項の適用を受ける者（以下「教員」という。）が公務員として遵守すべき事項等を定めることにより、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

2　この規則の運用に当たっては、特に、「科学技術基本計画」において産学の連携及び協力の推進が求められていることなどを考慮するとともに、教員の円滑な教育研究活動が確保されるよう十分な配慮がなされなければならない。

（定義）

第二条　この規則において「関係業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　当該教員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）

二　教員の地位等の客観的な事情から当該教員が事実上影響力を及ぼしうると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（教員にあっては、前号の業者及び個人）（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）

2　この規則において「部局」とは、各学部、大学院法学研究科、大学院医学系研究科、大学院薬学研究科、大学院農学研究科、大学院システム情報科学研究科、大学院比較社会文化研究科、大学院数理学研究科、大学院総合理工学研究科、各研究所、健康科学センター、言語文化部、医学部附属病院、歯学部附属病院、生体防御医学研究所附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、生物環境調節研究センター、熱帯農学研究センター、情報処理教育センター、石炭研究資料センター、アイソトープ総合センター、中央分析センター、遺伝情報実験施設、留学生センター、有機化学基礎研究センター、大学教育研究センター、先端科学技術共同研究センター及び大型計算機センターをいう。

3　この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

（教員の基本的心構え）

第三条　教員は、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。

2　教員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

3　教員は、国家公務員法等に定める手続により許可等を得て兼業を行う場合にあっても、公務の信用を損なうことのないよう留意しなければならない。

（関係業者等との接触に関する規制）

第四条　教員は、関係業者等との間で、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　接待を受けること。

二　会食、遊技又は旅行をすること。

三　金銭、贈答品等（小切手及び商品券を含む。）の贈与を受けること。

四　対価を支払わずに、役務の提供又は不動産、物品等の貸与を受け、若しくは本来自らが負担すべき債務を負担させること。

五　講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。

六　前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。

2　前項の規定は、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって職務に関係のないものには適用しない。

3　第一項に規定する行為には、私的な交際、社交儀礼行為、勉強会、研究会及び講演会等に藉口して行われる行為も含まれる。

4　第一項には、対価を支払って会食する場合、職務として必要な会議等において会食をする場合、あるいは、研究教育上必要な講演、寄稿等を報酬を受けて行う場合等例外となりうる場合もあるが、教員は、例外としてこれらの行為を行う場合は、第七条に定める服務管理官に事前に届け出て、その了承を得るものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に届出をすることができない場合には、事後、速やかに服務管理官に報告しなければならない。

（官公庁及び関係公益法人等との接触についての準用）

第五条　教員が、官公庁（国の行政機関、地方公共団体及び特殊法人等の政府関係機関）の職員及び公益法人等設立に許認可を要する関係法人の役職員と接触する場合については、 職務上の必要性に留意しつつ、 前条の規定を準用する。

（違反に対する処分等）

第六条　教員に、第四条又は前条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合には、総長は、部局長と連携して、直ちに、本人から事情聴取を行うなど実情調査を行う。

2　第四条又は前条の規定に違反する行為があったと認められる教員から辞職の申出があった場合において、当該教員を懲戒処分に付すことにつき相当の事由があると思料するときは、総長は、懲戒処分が確定するまで辞職の承認手続を留保する。

3　第一項の調査の結果、教員に第四条又は前条の規定に違反する行為があったと認められた場合においては、その違反の程度に応じ、総長にあっては懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）、訓告、文書厳重注意、口頭厳重注意等、部局長にあっては訓告、文書厳重注意、口頭厳重注意等の人事管理上必要な処分等を厳正に講ずる。ただし、講じようとする処分等が懲戒処分の場合は、教特法第九条第一項及び第二項に定める手続を経なければならない。

（服務管理官）

第七条　この規則に基づく綱紀粛正の推進を図り、その実行を担保するため、服務管理官を置く。

2　服務管理官は、部局長をもって充てる。

3　服務管理官の任務は、次の各号に掲げるものとする。

一　当該部局における綱紀粛正の推進に関し、教員に対し必要な助言及び指導を行うとともに、教員の相談に応ずること。

二　第四条第四項の規定に基づく教員からの届出状況等について、総長に報告すること。

三　当該部局において、この規則の遵守徹底を図ること。

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成十年三月二十日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 59 号　1998（平成 10 年）6 月 1 日現在。原本縦書き。

879　九州大学産学連携推進機構の運用に関する要項

（1998（平成 10）年 5 月 26 日制定）

九州大学産学連携推進機構の運用に関する要項

一　趣旨

この要項は、九州大学産学連携推進機構（以下「推進機構」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（VBL の事業）

二　推進機構の目的

推進機構は、産官学連携の推進に関する九州大学（以下「本学」という。）全体のシステムであり、本学の社会的使命に基づきその研究成果を社会に還元するとともに、社会からの情報、支援等を受け入れ、本学の教育研究の高度化・活性化に資することを目的とする。

三　推進機構の業務

推進機構の実施する業務は、次のとおりとする。

イ　研究シーズ情報の発信及び産官学の交流に関する業務

ロ　技術相談、経営相談、共同研究等の申込みに関する窓口業務

ハ　共同研究等のコーディネート業務

ニ　共同研究等の実施業務

ホ　研究成果の企業等への移転業務

四　連絡会議

1　本学に、産官学連携の推進に関し協議し、及び部局間の連絡調整を行うため、九州大学産学連携推進機構連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2　連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

イ　先端科学技術共同研究センター長

ロ　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの長

ハ　コーディネーター

ニ　文学部、大学院人間環境学研究科、法学部及び経済学部（コーディネーターを置く部局を除く。）の教授及び助教授のうちから選ばれた者一人

ホ　先端科学技術共同研究センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの専任の助教授

ヘ　その他連絡会議が必要と認めた者

3　連絡会議の議長は、先端科学技術共同研究センター長をもって充てる。

4　議長は、連絡会議を招集し、会議を主宰する。

5　議長に事故があるときは、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの長がその職務を代行する。

一　VBL の事業計画に関すること。

二　VBL の予算及び決算に関すること。

三　VBL に係る人事に関すること。

四　VBL に係る研究者の海外派遣に関すること。

五　VBL に係る外国人研究者の招へいに関すること。

六　VBL の利用に関すること。

七　その他 VBL の運営に関する重要事項

五　コーディネーター

1　部局に、当該部局における産官学連携を推進するため、コーディネーター一人を置くことができる。

2　コーディネーターは、当該部局長を補佐し、次の業務に従事する。

イ　企業等からの技術相談、経営相談その他の事項の相談及び共同研究の申込を受理すること。

ロ　イの相談及び申込み並びに先端科学技術共同研究センターその他の部局から回付される相談及び申込みについて取扱いを決定すること。

ハ　企業等との共同研究のため、研究課題、研究計画、研究方法等を調整の上、共同研究担当候補者を選定し、同候補と当該企業等を仲介すること。

ニ　産官学連携の推進に関する情報を提供すること。

ホ　学内開放、研修会、講演会その他の事業を企画し、産官学の交流を図ること。

ヘ　必要に応じ他の部局のコーディネーターと連携し、部局横断型の大型プロジェクトを企画すること。

3　コーディネーターは、当該部局長の推薦に基づき総長が委嘱する。

4　部局長は、部局においてコーディネーターの業務の遂行のため必要があると認めるときは、産官学連携の推進に関する委員会を設置することができる。

六　業務の遂行

1　推進機構の窓口業務は、先端科学技術共同研究センターを中心にベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びコーディネーターにおいて処理する。

2　先端科学技術共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びコーディネーターは、推進機構の業務に関する情報を相互に伝達するものとする。

七　事務

1　推進機構の運用に関する事務は、総務部研究協力課において処理する。

2　九州大学国際研究協力プラザは、その業務を通じて推進機構の業務を支援する。

八　実施

この要項は、平成十年五月二十六日から実施する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第59号　1998（平成10）年6月1日現在。原本縦書き。

880　九州大学発明規則

（2000（平成12）年4月1日制定）

九州大学発明規則

九州大学発明規則（昭和五十五年二月二十二日施行）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この規則は、九州大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）の教官等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　発明　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する発明及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条第一項に規定する考案をいう。

二　特許　特許法第二十九条第一項に規定する特許及び外国特許又は実用新案法第三条第一項に規定する実用新案及び外国実用新案登録をいう。

三　教官等　総長、教授、助教授、講師及び助手並びに研究活動に従事する技術系

職員等をいう。

四　部局　各研究院、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、各学内共同教育研究施設、情報基盤センター、健康科学センター及び医療技術短期大学部をいう。

五　部局の長　前号に規定する部局の長（医療技術短期大学部にあっては部長）をいう。

（発明委員会）

第三条　本学に、発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一　本学の教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱い等についての基本方針に関すること。

二　第十四条の規定に基づく異議の申立てに関すること。

三　本学の教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱い等に係る学内の連絡調整に関すること。

四　その他発明に係る重要事項に関すること。

第四条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　第九条第一項に規定する部局発明委員会を置く部局の教授、助教授又は講師のうちから選ばれた者各一人

二　その他委員会が必要と認めた者若干人

2　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き三年を超えて在任することはできない。

第五条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第六条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第八条　発明委員会の事務は、総務部研究協力課において処理する。

（部局発明委員会）

第九条　別表に掲げる部局に、部局発明委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

2　部局委員会は、当該部局の教官等の発明に係る権利の帰属等に関し、審議する。

3　部局委員会の運営に関し必要な事項は、部局の長が別に定める。

4　部局委員会の事務は、当該部局の事務部において処理する。

（発明の届出）

第十条　本学の教官等は、その職務に関連して行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別に定める様式により、総長及び所属部局の長に速やかに届け出るものとする。

（審議）

第十一条　前条の届出を受けた部局の長は、当該部局の部局委員会に、届出のあった教官等の発明に係る権利の帰属等に関し審議させるものとする。ただし、部局委員会を置かない部局の長は、当該教官等の発明に係る権利の帰属等に関し、部局委員会を置く部局の長に審議を依頼するものとする。

（権利の帰属の決定）

第十二条　総長は、第十条の届出のあった発明について、部局委員会の議に基づき、次の各号の一に該当するか否か、及び次の各号の一に該当する発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を速やかに行うものとする。

一　応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明

二　応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明

2　総長は、前項の決定をしたときは、所属部局の長を経由して、速やかに発明の届出をした者に通知するものとする。

（特定の発明に係る権利の国への帰属）

第十三条　本学の教官等は、前条第一項により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。この場合、本学の教官等は、別に定める様式により、譲渡証書その他必要な書類を速やかに総長に提出するものとする。

（異議の中立て）

第十四条　第十条の届出を行った教官等は、第十二条第一項の総長の決定に対し異議があるときは、同条第二項の決定の通知を受けた日から三十日以内に、文書によりその所属する部局の長を経由して、総長に異議を申し立てることができるものとする。

2　総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、委員会の議に基づき、権利の帰属についての決定及び当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行い、その結果を速やかに、所属部局の長を経由して、異議の申立てをした者に通知するものとする。

3　前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めたときは、所属部

局の長を通じて、権利の帰属等に関し審議した部局委員会の意見を聴取することができる。

4　異議の申立てを行った教官等は、第二項の規定に基づく決定に対して異議の申立てをすることはできない。

（任意譲渡の申出）

第十五条　本学の教官等は、その行った発明で第十二条第一項各号の一に該当しないものと決定された発明について、当該発明に係る特許を受ける指利を国に譲渡する旨を、別に定める様式により、総長及び所属部局の長に申し出ることができる。

2　第十一条及び第十二条の規定は、前項の任意譲渡について準用する。

（雑則）

第十六条　委員会委員及び部局委員会委員並びに本学の教官等の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、 発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

第十七条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て総長が別に定める。

附　則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

別表

大学院人間環境学研究院、大学院比較社会文化研究院、大学院経済学研究院、大学院理学研究院、大学院数理学研究院、大学院医学研究院、大学院歯学研究院、大学院薬学研究院、大学院工学研究院、大学院システム情報科学研究院、大学院総合理工学研究院、大学院農学研究院、応用力学研究所、機能物質科学研究所、有機化学基礎研究センター

〔註〕『九州大学規則集』追録第 62 号　2000（平成 12）年 7 月 1 日現在。原本縦書き。

881　九州大学産学連携推進委員会規則

（2000（平成 12）年 5 月 23 日制定）

九州大学産学連携推進委員会規則

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、総長の諮問に応じ、産学連携の推進に関する事項について審議する。

（組織）

第三条　委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　総長が指名する副学長

二　大学院人間環境学研究院長、大学院法学研究院長、大学院経済学研究院長、大学院理学研究院長、大学院数理学研究院長、大学院医学研究院長、大学院歯学研究院長、大学院薬学研究院長、大学院工学研究院長、大学院システム情報科学研究院長、大学院総合理工学研究院長及び大学院農学研究院長

三　応用力学研究所長及び機能物質科学研究所長

四　先端科学技術共同研究センター長

五　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの長

六　九州大学技術移転推進室長

2　委員会に委員長を置き、総長が指名する副学長をもって充てる。

3　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4　委員会に副委員長を置き、九州大学技術移転推進室長をもって充てる。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第四条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第五条　委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）

第六条　委員会の事務は、総務部研究協力課において処理する。

（補則）

第七条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、平成十二年五月二十三日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 62 号　2000（平成 12）年 7 月 1 日現在。原本縦書き。

882　九州大学技術移転推進室規程

（2000（平成 12 年）5 月 23 日制定）

九州大学技術移転推進室規程

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学技術移転推進室（以下「推進室」という。）を置く。

（目的）

第二条　推進室は、本学が行う産官学連携の推進を支援することを目的とする。

（業務）

第三条　推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　研究シーズ情報の発信及び産官学の交流に関する業務

二　企業等からの技術相談、経営相談、共同研究等の申込みに関する窓口業務

三　共同研究等のコーディネート業務

四　共同研究等の実施業務

五　研究成果の企業等への移転業務

（組織）

第四条　推進室は、室長、次長及び室員並びに協力教官若干人をもって組織する。

（室長）

第五条　室長は、本学の専任の教官のうちから総長が指名する。

2　室長は、推進室の業務を掌理する。

3　室長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

（次長）

第六条　次長は、室員のうちから室長が指名する。

2　次長は、室長を助け、推進室の業務を整理する。

（室員）

第七条　室員は、九州大学先端科学技術共同研究センターのリエゾン部門の専任の教授をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

（協力教官）

第八条　協力教官は、本学の専任の教官で、技術移転に関し専門的知識を有するもののうちから所属部局の推薦に基づき、室長が指名する。

2　協力教官は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

（アドバイザー）

第九条　室長は、推進室が行う業務に関する専門的事項について、学内外者から助言を求めることができる。

2　前項の助言を行う者を、推進室アドバイザーと称する。

（技術移転推進専門委員会）

第十条　推進室に、推進室の目的を遂行するために必要な事項を審議するため、技術

移転推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2　専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　室長

二　先端科学技術共同研究センター長

三　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの長

四　次条のコーディネーター

五　先端科学技術共同研究センターのリエゾン部門の専任の教授及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの専任の助教授

六　その他専門委員会が必要と認めた者　若干人

3　専門委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

4　委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

5　専門委員会に副委員長を置き、先端科学技術共同研究センター長及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの長をもって充てる。

6　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（コーディネーター）

第十一条　推進室の業務を円滑に行うとともに、部局における産官学連携を推進するため、次の各号に掲げる部局に、コーディネーターを次のとおり置く。

一　大学院人間環境学研究院、大学院法学研究院、大学院経済学研究院、大学院理学研究院、大学院数理学研究院、大学院医学研究院、大学院歯学研究院、大学院薬学研究院、大学院工学研究院、大学院システム情報科学研究院、大学院総合理工学研究院、大学院農学研究院及び各附置研究所に各一人

二　大学院人文科学研究院又は大学院比較社会文化研究院に一人

2　コーディネーターは、室長からの協力依頼により推進室の業務を処理するものとする。

3　コーディネーターは、当該部局長の推薦に基づき総長が指名する。

4　コーディネーターの任期は二年とし、再任を妨げない。

5　部局長は、当該部局のコーディネーターの業務の遂行のため必要があると認めるときは、当該部局に、産官学連携の推進に関する委員会を設置することができる。

（事務）

第十二条　推進室に関する事務は、総務部研究協力課において処理する。

2　九州大学国際研究協力プラザは、その業務を通じて推進室の業務を支援する。

（補則）

第十三条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、専門委員会の議を経て、室長が定める。

附　則

この規程は、平成十二年五月二十三日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 62 号　2000（平成 12）年 7 月 1 日現在。原本縦書き。

883　九州大学産学連携推進機構規則

（2002（平成 14）年 4 月 1 日制定）

九州大学産学連携推進機構規則

（設置）

第一条　九州大学（以下「本学」という。）に、次に掲げる事項の企画及び実施を円滑に行うため、九州大学産学連携推進機構（以下「機構」という。）を置く。

一　産学連携のための研究協力及び学術交流の推進

二　共同研究成果の技術移転の推進

三　ベンチャー・ビジネスを指向した研究開発及び人材開発の推進

（機構）

第二条　機構は、次に掲げる学内共同教育研究施設等をもって構成する。

一　九州大学先端科学技術共同研究センター

二　九州大学技術移転推進室

三　九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

2　機構に機構長を置き、総長をもって充てる。

3　機構長は、前条各号に掲げる事項の企画及び実施を総括する。

第三条　前条第一項各号に掲げる学内共同教育研究施設等は、第一条各号に掲げる事項の企画及び実施を円滑に行うため、相互に連携・協力を図るものとする。

（事務）

第四条　機構の運営に関する事務は、総務部研究協力課において処理する。

（補則）

第五条　この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、九州大学産学連携推進委員会の議を経て、機構長が定める。

附　則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 64 号　2002（平成 14）年 10 月 1 日現在。原本縦書き。

884　大日本インキ化学工業株式会社との包括的連携研究契約

包括的連携研究に係わる覚書

九州大学（以下「甲」という。）と大日本インキ化学工業株式会社（以下「乙」という。）とは、「光機能性有機材料の開発」（以下「本研究」という。）に関する包括的連携研究を実施するにあたって、次の通り覚書（以下「本覚書」という。）を交わす。

（本研究の目的及び内容）

第 1 条

1　甲及び乙は、乙の研究開発業務の強化と甲の学術研究活動の活性化を図ることを目的として、本研究を推進する。

2　本研究の具体的な研究テーマやその研究実施計画については、第 2 条記載の連携協議会ならびに第 3 条記載の研究計画書において別途定める。また、当初定めた研究テーマ以外についても、甲は乙からの各種技術相談等の要望に応じ、また乙は甲からの連携研究の企画提案等に関する検討を行うなど、両者は幅広く積極的に連携研究に取り組む。

（連携協議会）

第 2 条

本研究を円滑に遂行するために、甲及び乙の各々若干名からなる連携協議会（以下「本協議会」という。）を設ける。本協議会においては、本研究の企画・管理・実施、研究資金・研究員の受入・配分、研究成果の評価、研究成果の取扱いなどについて協議・調整・決定を行う。なお、本協議会の役割や権限等を謳った規約については、甲乙間で別途協議のうえ定めるものとする。

（研究計画書）

第 3 条

甲及び乙の研究担当者は共同して、具体的な個別研究テーマ毎に研究計画書を作成し、本協議会の承認を得て、研究開発業務を実施するものとする。

（研究実施形態）

第 4 条

本協議会での協議に基づき、甲及び乙の研究担当者は、文部科学省の定める甲と乙との間での民間等との共同研究、受託研究、奨学寄付金、受託研究員受入等、および国公的機関が公募する競争的資金の受入などにより本研究を推進するものとする。

（研究経費）

第 5 条

本研究を甲において推進するために必要な研究経費は､原則として乙の負担とする。また、甲は必要に応じて甲の保有する研究資金の利用を通じて本研究を推進する。毎年の研究経費額については本協議会の協議を経て別途定める。なお、甲及び乙は、乙が負担する研究経費を最大限に活用するため、国公的機関が公募する競争的資金への応募などに努める。

（報告義務及び評価）

第 6 条

第 3 条の定めに従って策定された研究計画書の個別研究テーマの甲乙の研究担当者

は共同して、3 ヶ月毎に研究進捗報告書を作成し、各年度の終了時には研究成果報告書を作成し、本協議会に報告し評価を受けるものとする。

（知的所有権）

第 7 条

甲が行う本研究の中で発明、考案、意匠、その他の知的創作がなされ、特許等の知的所有権が生じた場合、甲及び乙は、当該知的所有権の取扱いについて本協議会において協議・決定するものとする。

（秘密保持）

第 8 条

甲及び乙は、 相手方の文書による事前の承諾を得た場合を除き、 本研究に関する情報、及び本覚書の遂行にあたって相手方から提供または開示された技術情報、営業情報等の全ての情報を秘密にし、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、以下に該当するものは除く。

(1)　既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2)　既に保有しているもの

(3)　守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4)　相手方情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

（成果の発表）

第 9 条

甲は、本研究での成果を学会等外部に対して発表しようとするときは、乙に事前に書面をもってその内容、時期、方法等を通知のうえ、乙の書面による同意をえるものとする。

（有効期間）

第 10 条

本覚書の有効期間は、平成 15 年 1 月 9 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。なお、甲乙別途合意により、本覚書の有効期間を延長することができる。但し、本契約がいかなる理由により終了した場合でも、第 8 条（秘密保持）及び第 9 条（成果の発表）の規定は本契約終了後 4 年間有効とする。

（協議）

第 11 条

甲及び乙は、本覚書に定めがない事項及び疑義については、互譲協調の精神をもって協議決定する。

本覚書取り交しの証として本書 2 通作成し、甲乙各 1 通保有する。

平成 15 年 3 月 3 日

福岡市箱崎 6 丁目 10 番 1 号
（甲）九州大学
先端科学技術共同研究センター長　　小寺山　亘　印

東京都中央区日本橋 3 丁目 7 番 20 号
（乙）大日本インキ化学工業株式会社

取締役 R&D 本部長　　古畑文弘　印

885　九州大学産学連携センター規則

（2003（平成 15）年 10 月 1 日制定）

九州大学産学連携センター規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学産学連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（センターの目的）

第二条　センターは、学内共同教育研究施設として、九州大学（以下「本学」という。）と産業界等との研究協力及び学術交流を推進し、先端科学技術の振興を図るとともに、地域社会への貢献に資することを目的とする。

（部門）

第三条　センターに、次に掲げる部門を置く。

一　リエゾン部門
二　デザイン総合部門
三　プロジェクト部門
四　客員部門

（センターの業務）

第四条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一　本学と民間等との共同研究及び受託研究の企画及び実施に関すること。
二　先端科学技術分野における本学と産業界等とのプロジェクト研究の企画及び実施に関すること。
三　産業界等の技術者に対する高度技術教育の実施及び協力に関すること。
四　デザイン分野における産業振興と地域・生活環境の向上に関すること。

五　産業界等に対する本学の学術研究情報の提供に関すること。
六　民間機関等からの技術相談に関すること。
七　その他本学と産業界等との研究協力及び学術交流の推進に関すること。

（センター長）

第五条　センターに、センター長を置き、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

（副センター長）

第六条　センターに、副センター長若干人を置き、本学の教授のうちから、第八条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

2　副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。

3　副センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副センター長は、再任されることができる。

（客員研究員）

第七条　センターに、客員研究員を置くことができる。

2　客員研究員は、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

（センター委員会）

第八条　センターに九州大学産学連携センター委員会（以下「センター委員会」という。）を置く。

2　センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
一　教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
二　教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
三　共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
四　研究員等に関すること。
五　研究生等に関すること。
六　センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
七　研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
八　共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
九　その他センターの管理運営に関すること。

第九条　センター委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　センター長及び副センター長
二　センターの専任の教授（副センター長の職にある者を除く。）
三　大学院比較社会文化研究院、大学院人間環境学研究院、大学院理学研究院、大

学院数理学研究院、大学院医学研究院、大学院歯学研究院、大学院薬学研究院、大学院工学研究院、大学院芸術工学研究院、大学院システム情報科学研究院、大学院総合理工学研究院、大学院農学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者　各一人

四　大学院人文科学研究院、大学院法学研究院及び大学院経済学研究院の教授のうちから選ばれた者　一人

五　総合理工学府等事務部長

六　その他センター委員会が必要と認めた者

2　前項第三号及び第四号に掲げる委員の任期は二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

第十条　センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2　委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第十一条　センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　センター委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門委員会）

第十二条　センター委員会に専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

（事務）

第十三条　センターに関する事務は、当分の間、芸術工学部事務部の協力を得て、総合理工学府等事務部において処理する。

（雑則）

第十四条　この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則

1　この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

2　この規則施行後最初に任命される副センター長は、第六条第一項の規定により選考されたものとみなし、その任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までとする。

3　この規則施行後最初に任命される第九条第一項第三号及び第四号の委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までとする。

4　九州大学先端科学技術共同研究センター規則（平成六年六月二十四日施行）は、廃止する。

〔註〕原本縦書き。

886　九州大学知的財産本部規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学知的財産本部規程

平成 16 年度九大規程第 9 号

施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、知的財産本部（以下「知財本部」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（部門）

第 2 条　知財本部に、次表の左欄に掲げる部門を置き、同表の右欄に掲げる業務を行う。

部　　門	業　　務
企画部門	・産学官連携に係る企画・立案及び広報に関すること。 ・国際産学連携の推進に関すること。 ・知財本部の総括及び学内外の連絡調整に関すること。
リエゾン部門	・民間企業等との組織対応型（包括的）連携研究に関すること。 ・技術相談等産学官連携のコーディネートに関すること。
技術移転部門	・知的財産（九州大学知的財産取扱規則（平成 16 年度九大規則第 93 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。以下同じ。）の創出、取得、管理及び活用（以下「知的財産の創出等」という。）に関すること。 ・知的財産に係る啓発活動等に関すること。
起業支援部門	・大学発ベンチャーの支援に関すること。 ・起業家の育成に関すること。

デザイン総合部門	・デザイン分野における産学官連携の推進に関すること。 ・デザイン分野における知的財産の創出等に関すること。
事務部門（企画部研究戦略課分室）	・知財本部の事務に関すること。

（本部長）

第 3 条　知財本部に、本部長を置き、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　本部長は、知財本部の業務を掌理する。

（副本部長）

第 4 条　知財本部に、副本部長を置き、第 6 条に規定する部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2　副本部長は、本部長を補佐し、知財本部の業務を整理する。

（部門長）

第 5 条　第 2 条に規定する各部門（事務部門を除く。）に部門長を置き、第 6 条に規定する部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2　部門長は、当該部門の業務を統括する。

（部員）

第 6 条　知財本部に、部員を置き、知財本部所属職員及び九州大学（以下「本学」という。）の職員（産学連携センターの客員教授及び客員助教授を含む。以下同じ。）のうちから所属部局長の推薦に基づき、本部長が指名する者をもって充てる。

2　部員は、本部長の命を受け、知財本部の業務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　知財本部に、必要に応じて、協力教員を置くことができる。

2　協力教員は、本学の専任の教員で、第 2 条に規定する業務に関し専門的知識を有するもののうちから所属部局長の推薦に基づき、 本部長が指名する。

3　協力教員は、本部長の命を受け、知財本部の業務の処理を助ける。

（アドバイザー）

第 8 条　知財本部に、知財本部の業務に関する専門的事項について助言を求めるため、必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

2　アドバイザーは、本学の職員以外の者で、第 2 条に規定する業務に関し専門的知識を有するもののうちから本部長が委嘱する。

（コーディネーター）

第 9 条　知財本部の業務を円滑に行うとともに、部局における知的財産の創出等及び

産学官連携を推進するため、各研究院、各附置研究所、病院、健康科学センター及び情報基盤センターに、コーディネーターを各 1 人置く。

2　コーディネーターは、本部長からの協力依頼により知財本部の業務を処理するものとする。

3　コーディネーターは、当該部局長の推薦に基づき本部長が指名する。

4　コーディネーターの任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（知財本部企画戦略会議）

第 10 条　知財本部に、次の各号に掲げる具体的事項について審議するため知財本部企画戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(1)　知財本部の中期目標・中期計画に関すること。

(2)　産学連携の推進に関すること。

(3)　その他知財本部の管理運営に関すること。

2　戦略会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　本部長

(2)　副本部長

(3)　部門長

(4)　その他本部長が必要と認めた者

（知的財産評価会議）

第 11 条　知財本部に、次の各号に掲げる事項を審議するため知的財産評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

(1)　規則第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき本部長より諮問のあった事項

(2)　その他本学に帰属する知的財産の管理に関する事項

2　評価会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　部員のうちから本部長が指名する者　若干人

(2)　株式会社産学連携機構九州の職員のうちから本部長が委嘱する者　若干人

(3)　その他学内者及び学外者のうちから評価会議が必要と認めた者　若干人

3　前項第 2 号及び第 3 号の学外者の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4　評価会議は、審議を行うに当たり、必要に応じ、学内関係者及び学内外の有識者等から意見を聴取することができる。

（補則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、知財本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

887　九州大学知的財産ポリシー

九州大学知的財産ポリシー

平成 16 年 3 月 19 日
評　議　会　承　認

1. 基本的考え方

(1)本学の使命

九州大学の基本的使命は、教育憲章及び学術憲章に定められているとおり、日本国民のみならず世界中の人々からも支持される高等教育を一層推進すること、そして、より善き知の探求と創造・展開の拠点として人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進することである。そして、この基本的使命に基づき、これまで教育研究活動等を通じて長期的視点から社会に貢献してきた。

これに加え、「知」の時代を迎えた現在、社会との日常的、組織的な連携を通じて、本学の教育研究活動等の成果を直接的に社会に還元し、その活用を図っていくことが社会から強く期待されていることから、この社会への直接的な貢献を教育・研究に続く本学の「第三の使命」として位置付け、組織を挙げてこれに取り組む。

(2)目的

本ポリシーは、本学における教育研究活動等を通じて、本学の教職員及び学生等（以下「教職員・学生等」という。）が創出した知的財産の取扱いに関する基本的考え方を定め、もって、本学の教育研究活動等の成果を社会に還元してその活用を図るとともに、本学における教育研究活動等の活性化に資することを目的とする。

(3)知的財産

本学が組織として管理活用を図る知的財産は、発明及び特許権、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路及び回路配置利用権、植物新品種及び育成者権、著作物（データベース及びプログラムを含む）及び著作権、研究開発成果としての有体物、技術情報並びにノウハウその他人間の創造的活動により生み出されるもののうち財産的価値を有するものとする。

(4)審議機関

本学の教職員・学生等が創出した知的財産の取扱いに関する基本方針及び具体的事項に関する審議は、産学連携推進委員会及び産学連携推進専門委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(5)知的財産本部

本学に帰属する知的財産の管理活用は、原則として知的財産本部（以下「知財本部」という。）において行う。

(6)学生等の取扱い

本学の学生等が創出した知的財産に係る権利は、原則として当該学生等個人に帰属

する。ただし、本学の学生等が研究室等において行う研究に参画し、又は本学の業務に従事し、そこで創出された知的財産の創出に寄与した場合であって、あらかじめ本学と当該学生等との間で知的財産の譲渡及びその対価について合意があり、かつ知的財産が創出されたときに本学と当該学生等との間で譲渡契約を締結した場合は、当該学生等の知的財産に係る権利は本学が承継する。

2. 発明及び特許権

(1)権利の承継

本学の教職員が行った職務発明に係る特許を受ける権利（外国における当該権利を含む。以下同じ。）は、原則として本学が承継する。

(2)届出

本学の教職員は、職務発明を行ったと思料するときは、速やかに知的財産本部長（以下「知財本部長」という。）に届け出る。

なお、本学の教職員は、緊急かつ特別な理由がある場合を除き、上記の届出を経ずに、独自に特許出願及び特許を受ける権利の移転（以下「特許出願等」という。）を行うことはできない。

また、本学の教職員は、届け出た発明の全部または一部について研究発表を行おうとする場合は、あらかじめ知財本部長に届け出る。

(3)権利の承継等の決定

発明の届出を受けた知財本部長は、学内関係者及び学外の専門家等により構成される知的財産評価会議（以下「評価会議」という。）の審議を経て、速やかに届出のあった発明に係る特許を受ける権利の承継の可否及び特許出願を行う場合の必要事項（以下「権利の承継等」という。）について決定する。

なお、知財本部長は、学会発表が直前に迫っている等の理由により、権利の承継等について至急決定する必要があるときは、評価会議の審議を経ずにこれを決定することができる。

(4)出願手続等

本学が特許を受ける権利を承継すると決定した発明の特許出願（外国出願を含む。）の手続等は、知財本部において行い、当該発明を行った教職員・学生等（以下「発明者」という。）は必要に応じてこれに協力する。

なお、本学が民間機関等と共同で特許出願を行う場合は、あらかじめ特許共同出願契約を当該民間機関等と締結する。

(5)技術移転

本学は、本学が保有する特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）について、民間機関等への技術移転により当該特許権等が適正かつ合法に社会で有効活用されると判断される場合は、当該民間機関等と必要な条件を定めた技術移転契約

を締結した上で技術移転を行う。

なお、本学は、技術移転を行った後、当該技術移転を受けた者の当該特許権等の活用状況を適宜把握し、当該特許権等の最大限の活用に努める。

(6)技術移転活動の委託

本学が保有する特許権等に係る技術移転活動は、原則としてその全部又は一部を株式会社産学連携機構九州に委託する。

(7)権利の放棄

知財本部長は、本学が保有する特許権等のうち、技術移転の見込みがない等の理由により大学として保有しておく必然性のないものについて、当該特許権等の放棄を評価会議の審議を経て決定することができる。

本学が放棄した特許権等の取り扱いは、当該発明者と協議の上定める。

(8)発明者への報奨・補償

本学は、特許出願を行った発明が特許権として登録された場合、当該発明者に対し登録報奨金を、また、技術移転に伴い実施収入があった場合、当該発明者に対し実施補償金をそれぞれ支払う。

なお、支払いの対象となる発明者が複数である場合は、それぞれの持分に応じて按分して支払う。

また、発明者は、登録報奨金及び実施補償金の全部又は一部を、自己の意思に基づき、所定の手続きにより、自己が本学において行う教育・研究のための経費に充てることができる。

(9)退職後の取扱い

本学の教職員は、本学を退職（他機関への異動を含む。）した後、本学在職中に行った研究の成果をもとに特許出願等を行おうとする場合は、あらかじめ知財本部長に届け出る。届出を受けた知財本部長は、教職員の異動先機関とその取扱いについて協議する。

(10)準用

考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路及び回路配置利用権、植物新品種及び育成者権、技術情報並びにノウハウその他人間の創造的活動により生み出されるもののうち財産的価値を有するもの（著作物及び著作権並びに研究開発成果としての有体物を除く。）　の取扱いは、発明及び特許権に準じる。

3.　著作物及び著作権

(1)権利の帰属

本学の教職員が職務上の行為として創作した著作物のうち、次のいずれにも該当する著作物（以下「法人著作」という。）の著作者は本学とし、当該著作権は本学に帰属する。

①本学が創作する企画を立てた著作物

②本学の名義で公表する著作物

また、本学の教職員が職務上の行為として創作したデータベース及びプログラム（法人著作に該当するものを除く。以下「データベース等」という。）の著作権は、原則として本学が承継する。

(2)管理

法人著作の管理については、当該著作物を創作する企画を立てた部局等において、データベース等の管理については、当該データベース等の著作者においてそれぞれ行う。

(3)届出

法人著作及びデータベース等（以下「法人著作等」という。）の管理者は、その管理する法人著作等について次の各号のいずれかに該当する場合は、知財本部長に届け出る。

①学外に対する利用許諾等を希望するとき

②学外から利用許諾等の希望を受けたとき

③本学に帰属する知的財産と関連することとなったとき

(4)審議

データベース等の届出を受けた知財本部長は、当該データベース等に係る著作権の承継の可否について、評価会議の議を経て速やかに決定する。

(5)準用

著作物及び著作権の移転等の取扱いは、発明及び特許権に準じる。

4. 研究開発成果としての有体物

(1)権利の帰属

本学の教職員が創作又は取得した有体物（著作物を除く。）のうち、次のいずれかに該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（以下「成果有体物」という。）に係る権利は、原則として本学に帰属する。

①研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの

②研究開発の際に創作又は取得されたものであって、①の有体物を得るのに利用されるもの

③①又は②の有体物を創作又は取得するに際して、派生して創作又は取得されたもの

(2)管理

成果有体物の管理は、その性質及び財産的価値等に応じ、創作者又は創作者が所属する部局等の長が関連法令を遵守して行う。

(3)利用許諾等

成果有体物について学外より利用許諾等の希望がある場合は、次により取り扱う。

①希望者が非営利目的である場合は、当該成果有体物の管理者が移転契約を締結し、その旨を知財本部長に報告する。

②希望者が営利目的である場合は、当該成果有体物の管理者はその旨を知財本部長に報告し、知財本部長が移転契約を締結する。

(4)準用

成果有体物の移転等の取扱いは、発明及び特許権に準じる。

5. その他

(1)異議申立て

本学の教職員・学生等は、その創出した知的財産の取扱いについて異議がある場合は、知財本部長に異議を申し立てることができる。

異議の申立てを受けた知財本部長は、委員会の議を経て速やかにその取扱いを決定する。

なお、異議の申立てを行った者は、上記の決定に対して、再度異議の申立てを行うことはできない。

(2)秘密保持

本学の教職員・学生等が創出した知的財産の取扱いに携わる全ての者は、知的財産の内容その他知的財産に関する事項について、必要な期間中、現所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を負う。

(3)その他

本ポリシーに定めのない事項については、別に定める。

〔註〕九州大学ホームページ。

888　九州大学利益相反ポリシー

（2004（平成 16）年 3 月 19 日制定）

九州大学利益相反ポリシー

1. 目的

九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念に基づき、日本の基幹大学として、世界において支持される高等教育と多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、世界最高水準の教育・研究拠点を目指すこととしている。

また、新たな「知」の時代を迎えた今日、教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、大学には自らの研究成果を産学官連携を通じて活用することにより、積極的に社会に貢献することが一層強く求められていることから、研究成果の還元を社会の要請に応じて機動的かつ実践的に行うための組織対応型(包括的)

連携研究やアジアを中心とした国際産学連携等、産学官連携の新しい展開を推進することとしている。

しかし、産学官連携を推進するに当たっては、大学や教職員が特定の企業から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことであるが、一方で、大学と企業等の立場の相違から、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性があり、これへの適切な対応を怠れば、場合によっては大学の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産学官連携の推進自体が阻害されるおそれがある。

このため、九州大学は、産学官連携の健全な推進と教職員が安心して産学官連携に取り組める環境を整備するため、利益相反に関する学内ルールの整備及びマネジメント方法等の構築を目指すこととし、まずここに、利益相反の定義並びにマネジメント体制等の基本的考え方を利益相反ポリシーとして定める。

なお、九州大学は、今後利益相反の具体的な事例を主体的に収集・分析した上で、本ポリシーの充実を図るものである。

2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

(1)　九州大学は知的財産ポリシーに明示されているとおり、社会への直接的な貢献を教育・研究に続く第三の使命として位置づけ、産学官連携を積極的に推進する。

(2)　教職員が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反の学内ルール及びシステムを整備する。

(3)　個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するための手続き・体制を整備する。

3. 利益相反の定義

九州大学は、利益相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。

(1)　（狭義の）利益相反

①個人としての利益相反

教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任とが相反している状態をさす。

（例示）

教員が大学の職務として遂行しているにもかかわらず、社会から「研究テーマが当該企業の利益のために設定される等学術研究上の有意性に欠けるのではないか」、「当該企業に有利なデータ収集等がなされる等研究の客観性に欠けるのではないか」、「研究結果が正当に社会に公表されず学術研究の進展を妨げているのではないか」等の疑念を抱かれるような形で、特許の実施料収入や兼業報酬等、特定の企業から金銭的利益を得ている場合

②大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態をさす。

（例示）

大学が産学官連携活動として実施しているにもかかわらず、社会から「研究テーマが当該企業の利益のために設定される等学術研究上の有意性に欠けるのではないか」、「当該企業に有利なデータ収集等がなされる等研究の客観性に欠けるのではないか」、「研究結果が正当に社会に公表されず学術研究の進展を妨げているのではないか」等の疑念を抱かれるような形で、特定企業との大規模な研究契約の締結、大学が有する特許等について企業への実施権の設定等を行う場合

(2)　責務相反

大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をさす。

（例示）

教員が企業の役員や技術指導等の兼業活動を行っている場合に、このような企業の業務に関する責任を優先したために、休講が多い、あるいは研究室に不在がちで学生への対応が不十分である等

4. 対象者の範囲

当面本学の教員（教授・助教授・講師・助手）を対象とする。なお、今後大学の管理運営や技術移転等の産学官連携に関与するその他の職員及びポスドク・大学院生についても、対象に含める方向で検討する。

5. マネジメント体制

(1)　産学連携推進委員会等

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議は、産学連携推進委員会及び産学連携推進専門委員会において行う。

(2)　利益相反ワーキンググループ

産学連携推進専門委員会に利益相反に関する専門的事項を検討するための組織として、学識経験者や弁護士等の専門家を含む利益相反ワーキンググループを設置する。

(3)　利益相反カウンセラー

利益相反問題を抱える教職員に対し、適切なカウンセリングを行うため、顧問弁護士等の利益相反カウンセラーを置く。

6. マネジメント方法の確立

当面は、利益相反ワーキンググループにおいて、利益相反の具体的な事例を主体的に収集・分析し、下記事項について調査・検討を行った上で、本学の教職員

等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、利益相反の学内ルール及び具体的なマネジメント方法を確立する。

・利益相反の可能性の分析
・開示すべき情報の検討
・情報開示の方法
・就業規則、職員兼業規程、役職員倫理規程等、関係規程との整理
・啓発活動の方針
・その他マネジメント方法を確立する上で必要な事項

〔註〕九州大学ホームページ。

889　九州大学利益相反マネジメント要項

（2005（平成 17）年 8 月 1 日実施）

九州大学利益相反マネジメント要項

（目的）

第 1 条　この要項は、九州大学利益相反ポリシー（平成 16 年 3 月 19 日評議会承認）に定めるところに従い、利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、産学官連携の健全な推進と九州大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤を除く。）及び職員（以下「職員等」という。）並びに本学が産学官連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

2　医学研究（臨床研究等）における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、この要項に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（利益相反マネジメントの対象者）

第 2 条　利益相反マネジメントの対象者は、本学の職員等とする。ただし、第 4 条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者を対象者に加えることができる。

（対象事象）

第 3 条　利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　職員等が産学官連携活動を行う場合（例えば、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動、共同研究及び受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾等並びに企業等からの研究員等の受入れを行う場合等をいう。）で、次のいずれかに該当するとき。

イ　当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
ロ　当該企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入する場合
ハ　当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合

ニ　学生及び研究生を産学官連携活動に従事させる場合

(2)　その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

（利益相反マネジメント委員会）

第 4 条　利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する具体的事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　前項の委員会については、当面、産学連携推進専門委員会をもって充てる。この場合において、利益相反マネジメントに関する審議を行う際は、弁護士等の学内外有識者を 1 名以上加えるものとする。

（委員会の審議事項）

第 5 条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項

(2)　利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項

(3)　利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項

(4)　その他利益相反マネジメントに関する重要事項

（利益相反マネジメントのための調査及び相談）

第 6 条　前条第 1 号の調査及び相談は、職員等からの自己申告書等の提出及び第 12 条に規定する相談により実施する。

2　前項の調査及び相談の具体的な実施方法及び自己申告書の様式については、委員会が別に定める。

3　委員会は必要に応じて、職員等への事情聴取等を実施することができる。

（審議、勧告等の手続）

第 7 条　委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、職員等の利益相反を構成する事実関係を確認し、本学の利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議決定する。

2　委員会は、前項の審議を行う際に、当該職員等が事前に第 9 条に規定するアドバイザーからのカウンセリングを受けている場合で、かつ、アドバイザーの助言・指導に基づいて（ママ）当該職員等が行動した場合は、当該助言・指導の内容を十分に勘案した上で審議しなければならない。

3　委員会は、第 1 項の審議の結果、必要と認められる場合には、関係する職員等に対して審議結果を通知し､利益相反を構成する事実関係を改善すべき旨を勧告する。

4　前項の通知を受けた職員等は、委員会の審議結果に異議がある場合には、委員会の委員長（以下「委員長」という。）に対して再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該職員等に通知するとともに、総長に報告する。

5　委員会は、第 1 項の審議において、今後の状況を追跡調査した上で最終決定を行う必要があると認めた場合には、当該職員等の利益相反を構成する事実関係について継続的に調査を行う。

6　委員会は、第 3 項の勧告がなされた場合には、その改善及び遵守状況について調査を行う。

7　委員会は、前項の調査の結果、必要と認めた場合には、総長に当該状況を報告する。

（利益相反の事務）

第 8 条　利益相反に関する事務は、知的財産本部が行う。

2　職員等から提出された自己申告書等の利益相反に関する情報は、その個人情報が外部に漏洩することのないよう、九州大学個人情報管理規程（平成 16 年度九大規程第 160 号）の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

（利益相反マネジメント・アドバイザー）

第 9 条　利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反マネジメント・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2　アドバイザーは、委員会の指示に従い対応するものとする。

3　アドバイザーは、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（アドバイザーの業務）

第 10 条　アドバイザーは、利益相反マネジメントに関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　第 6 条に規定する自己申告書等の内容審査、職員等からの利益相反に関する相談への対応及び職員等への事情聴取等の実施

(2)　第 13 条第 1 項に規定する問題提起の内容の検討

(3)　その他委員会が指示した業務

（アドバイザーの委嘱・任期）

第 11 条　アドバイザーは、委員長が委嘱する。

2　アドバイザーの任期は 1 年とし、再任を妨げない。

（アドバイザーへの相談等）

第 12 条　職員等は、個人としての利益相反の可能性があると思われた場合には、随時、アドバイザーに相談することができる。

2　前項の相談は知的財産本部において受け付け、遅滞なくアドバイザーに相談内容を報告する。

3　アドバイザーが前項の相談内容について委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会において審議するものとする。

（大学としての利益相反への対応）

第 13 条　職員等は、大学としての利益相反の可能性があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2　前項の問題提起は知的財産本部において受け付け、遅滞なくアドバイザーに問題提起の内容を報告する。

3　アドバイザーは報告を受けた問題提起の内容について検討を行い、その結果を、遅滞なく委員長に報告する。

4　委員長は、前項の報告の結果、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認し、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

5　委員会は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、総長に報告する。

（研修・啓発活動）

第 14 条　委員会は、利益相反マネジメントの啓発のために、職員等に対し随時研修等を開催する。

附　記

1　この要項は、平成 17 年 8 月 1 日から実施する。

2　この要項実施後最初に任命されるアドバイザーの任期は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

890　九大の「組織対応型連携」企業に好評

（『日刊工業新聞』2005（平成 17）年 5 月 24 日）

九大の「組織対応型連携」企業に好評

博士が専従、成果迅速　負担増も特許出願 2 倍に

九州大学の知的財産本部が共同研究マネジメントを手掛ける「組織対応型連携」が、この 1 年間で倍増以上の 22 件（26 企業・機関）になり、特許の申請スピードも通常の 2 倍と好調に推移している。博士研究員（ポスドク）が専従となることで、成果創出が早い点が企業には魅力のようだ。最近は連携先メーカーの顧客研修を九大が代行したり、新規化合物の試薬化で連携企業の先の顧客まで巻き込んで議論したり、幅が広がっている。〝手数料〟として大学が取る間接費を高くしても、管理が優れていれば好評価を得る例といえそうだ。（山本佳世子）

一般的な産学共同研究は研究者間で話が進み、1 件 100 万円程度で、教員や大学院生が片手間に実験することが多い。これに対し国立大学法人化前後から広がったのが、大学と企業のトップが契約を結び 1000 万円単位の研究費が動く組織連携だ。

03 年度に始めた九州大では、テーマごとにポスドクか相手企業の社員派遣による専従の研究者を置くのが特徴。年 300 万―800 万円のポスドクの人件費（社員派遣でも

年 42 万円）は企業負担だが、企業側からは「専従者がいるためデータの出が早く、研究の進みがスムーズ」（担当者）と納得を得ている。

指導役の教員とともに 3 カ月ごとの進捗リポートを連携先に提出。研究に難題が生じても、複数の教員や企業人が加わる議論の場で次の一手が引き出せる。そのため九大は、通常は共同研究実費の 10%を間接経費として大学が取っているのに対し、組織対応型連携では 20%にしている。九大知的財産本部の古川勝彦助教授（リエゾングループリーダー）は「上乗せ分は知財本部スタッフを支えるアルバイトの人件費など」と説明、企業から不満の声は出ていないという。

このため、04 年 8 月末の連携実績は 11 件だったのに対し、現在は 22 件に倍増した。日本電子データムとは先端顕微鏡を購入したアジアの技術者や企業人に対し、九大超高圧電子顕微鏡室の教員・設備で同社の研修を肩代わりをする。熊本県の試薬会社、同仁化学研究所とは最近、同大の新規化合物の試薬可能性について、分析機器メーカーや同社顧客の製薬会社を交えたテレビ会議で議論をした。産学一対一の連携だけでなく、その先の顧客の意見を頻繁に交えて開発し、事業成功率を高めようとする試みだ。

最近の課題である人材育成面では、東芝セミコンダクター社とインターンシップで、新日本製鉄、JFE スチールなど鉄鋼 5 社とは製造現場の実際を伝える講義などで連携。九大の第 1 号連携先である大日本インキ化学工業とは、研究成果が上がってきたのに加え、双方の研究者の交換を検討している。

総合大学の力を発揮する文理融合研究では、NTT、NTT 西日本と情報セキュリティー調査研究や九大新キャンパスでの次世代 IC カードの実証試験計画を進める。地元の宗像市とは水産物のブランド化戦略、市民の居住環境追跡調査などに取り組む。「企業に比べ自治体は予算が小さいが、大学を産業振興のためのブレーンと位置づけてくれる」（古川助教授）と社会・地域貢献としてこたえる視点もある。

ただ知財本部のマンパワーを考えるとこれ以上の件数増は難しいという。今後は成果の中身に注目が集まりそうだ。

九大の組織対応型連携の相手機関
西部ガス、大日本インキ化学工業、三菱重工業、大島造船所、日本ゼオン、電通九州、三井造船、NTT、NTT－W、東陶機器、日本電子データム、オートネットワーク技術研究所、九州電力総合研究所、東芝セミコンダクター社、同仁化学研究所、アサヒビールグループ、富士通研究所、鉄鋼 5 社
日本産業デザイン振興会
日本政策投資銀行
海洋研究開発機構

宗像市

〔註〕原本縦書き。

891　九州大学技術指導等規則

（2009（平成 21）年 4 月 1 日施行）

九州大学技術指導等規則

平成 20 年度九大規則第 73 号
施　　行：平成 21 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学（以下「本学」という。）における技術指導等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　技術指導等　学外からの委託を受け、本学の職員がその教育・研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって委託をした者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託しようとする者が負担するものをいう。

(2)　委託者　本学に技術指導等を委託しようとする者をいう。

(3)　指導担当者　技術指導等を行う本学の職員をいう。

(4)　部局　各研究院、各附置研究所、病院、健康科学センター、情報基盤研究開発センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

(5)　知的財産　九州大学知的財産取扱規則（平成 16 年九大規則第 93 号。以下「知財取扱規則」という。）第 2 条第 1 号に定める知的財産をいう。

（技術指導等の申請）

第 3 条　委託者は、申請書を、指導担当者の所属する部局の長に提出しなければならない。

（受入れの原則）

第 4 条　技術指導等は、原則として本学の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連し、本学の業務の連営に支障がないと認められる場合であり、本学内においてこれを行うものとする。

（受入れの決定）

第 5 条　技術指導等の受入れは、指導担当者の所属する部局の長が決定する。

2　指導担当者の所属する部局の長は、前項の受入れを決定したときは、知的財産本部長及び委託者にその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第 6 条　知的財産本部長は、前条第 2 項の通知に基づき、次に掲げる事項について委託者と技術指導等に関する契約（以下「技術指導等契約」という。）を締結する。

(1)　指導題目

(2)　指導目的及び内容

(3)　指導担当者

(4)　指導場所

(5)　指導期間及び指導時間

(6)　使用機器等の名称及び利用料金等

(7)　指導料

(8)　第 11 条第 2 項、第 13 条及び第 15 条に規定する事項

(9)　その他技術指導等の実施等に関し必要な事項

2　知的財産本部長は、前項の規定により技術指導等契約を締結したときは、その旨を指導担当者の所属する部局の長に通知するものとする。

（契約等の連守）

第 7 条　指導担当者、協力者及びその他技術指導等の実施に携わる者は、当該技術指導等契約その他本学の関係規則等（以下「契約及び関係規則等」という。）を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第 8 条　指導担当者は、技術指導等の実施にあたり委託者より開示・提供され又は知りえた技術上及び営業上の情報について、当該情報の秘密の保持及び管理に十分な配慮をしなければならない。

（指導料等の納入）

第 9 条　契約を締結した委託者は、技術指導等契約に定める額の指導料（別に定める管理費の額を含む。）を納付しなければならない。

2　技術指導等で分析機器等を使用する場合においては、前項の指導料に、別に定める分析機器等の利用料金を加算した額（以下「指導料等」と総称する。）を納付しなければならない。

（指導料等の納入方法及び返還）

第 10 条　技術指導等契約に定める指導料等の納付時期は、原則として当該技術指導等の開始前とする。この場合において、技術指導等の期間を複数期間に区分し、期間毎に当該期間に要する指導料等を分割して前納することができるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、指導料等の納付時期を当該技術指導等の開始日以降とすることができる。

3　納付された指導料等は、原則として返還しないものとする。

（技術指導等の中止等）

第 11 条　指導担当者は、当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料等その他契約の内容を変更する必要が生じたときは、直ちに指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告しなければならない。

2　指導担当者の所属する部局の長は、前項の報告を受けた場合において、指導担当者の所属する部局の長が天災その他技術指導等の遂行上やむを得ない事由があると判断したときは、指導担当者又は委託者からの申請に基づき、委託者と協議の上、当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料等その他契約の内容を変更するか否かを決定するものとする。

3　指導担当者の所属する部局の長は、前項により当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料等その他契約の内容を変更する場合には、知的財産本部長及び委託者にその旨を通知する。

4　知的財産本部長は、前項の通知を受けた場合は、当該技術指導等を中止し、若しくはその期間を延長し、又は指導料等その他契約の内容を変更するため、変更契約を締結し、又は協議書等を作成するものとする。

5　知的財産本部長は、変更契約を締結したとき又は協議書等を作成したときは、指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告する。

（技術指導等の完了）

第 12 条　研究担当者は、当該技術指導等が完了したときは、指導担当者の所属する部局の長にその旨を報告しなければならない。

2　指導担当者の所属する部局の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を知的財産本部長に通知するものとする。

（成果の公表等）

第 13 条　指導担当者の所属する部局の長は、技術指導等による成果の公表及び成果報告書の作成が必要となるときは、当該成果に係る公表の時期及び方法並びに成果報告書について委託者と協議して定めるものとする。

（協力者の参加及び協力）

第 14 条　指導担当者の所属する部局の長が、技術指導等の遂行上、指導担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、委託者の同意を得た上で、当該指導担当者以外の者を協力者として技術指導等に参加させ、又は協力させることができる。

（知的財産の取扱い）

第 15 条　技術指導等の結果生じた知的財産の取扱いは、知財取扱規則に規定するもののほか、本学と委託者の協議に基づく別の定めによる。

（部局長の責務）

第 16 条　指導担当者の所属する部局の長は、指導担当者が契約及び関係規則に従っ

て適正に技術指導等を実施するよう監督しなければならない。

（雑則）

第 17 条　技術指導等で中央分析センターが所管する、又は中央分析センターに登録された分析機器等を使用する場合における次の表の第 1 欄に掲げる規定の適用については、同表第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 11 条第 5 項、第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
第 5 条第 2 項及び第 11 条第 3 項	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
	知的財産本部長	知的財産本部長、指導担当者が所属する部局の長
第 16 条	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長及び指導担当者が所属する部局の長
第 12 条第 2 項	指導担当者の所属する部局の長	中央分析センター長
	知的財産本部長	知的財産本部長及び指導担当者が所属する部局の長

2　技術指導等で九州地区ナノテクノロジー拠点ネットワーク事業（文部科学省の委託事業「先端研究施設共用イノベーション創出事業ナノテクノロジー・ネットワークプログラム」により、本学が中核機関となり実施する事業をいう。）が支援する機器等を使用する場合における次の表の第 1 欄に掲げる規定の適用については、同表第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 11 条第 5 項、第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条	指導担当者の所属する部局の長	超高圧電子顕微鏡室長

第 5 条第 2 項及び第 11 条第 3 項	指導担当者の所属する部局の長	超高圧電子顕微鏡室長
	知的財産本部長	知的財産本部長、指導担当者が所属する部局の長
第 16 条	指導担当者の所属する部局の長	超高圧電子顕微鏡室長及び指導担当者が所属する部局の長
第 12 条第 2 項	指導担当者の所属する部局の長	超高圧電子顕微鏡室長
	知的財産本部長	知的財産本部長及び指導担当者が所属する部局の長

第 18 条　この規則に定めるもののほか、技術指導等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 節　地域社会との連携

892　地域への開放進む大学図書館

（『朝日新聞』1994（平成 6）年 9 月 30 日朝刊）

地域への開放進む大学図書館

簡単な手続きで「知の宝庫」へ

はっきりした目的必要　利用に制限設ける所も

学術文献や海外専門誌の宝庫である大学図書館の 83%が、昨年度の文部省調査で地域住民の利用を認め、その後も開放が進んでいる。国公立大学のほか、福岡大、鹿児島経済大などの私立大、短大、国立高専でも住民が利用できる図書館が多い。九州大では自宅からパソコンで文献検索もできるようになった。

国内の大学で 6 番目の蔵書数（約 310 万冊）がある九州大図書館は、今年 4 月から住民への入館証の発行を始めた。往復はがきで申し込み、これまで 30 人近くに発行している。

福岡女子大では、昨年 8 月から住民向けの図書館利用者証の発行を始め、1 年間で 200 人以上が手続きした。「学術資料を求める男性の手続きが多い」と、同図書館事務局は話す。

図書館に出向き、受け付けで手続きを済ませても入れ、九州大では年間延べ 1500

人近い住民が、入館している。この方法の大学がほとんど。

とはいえ、利用に制限を設けている大学が多い。原則として貸し出しを認めず、閲覧、コピー、利用情報サービスの提供までに限る図書館がほとんど。利用目的がはっきりしないと、入れない。定期試験などで、学生の利用が多くなる時期や、大学側の事情で入館できないこともある。

大学図書館を利用する場合、それぞれの大学図書館に問い合わせること。

パソコン通信による図書検索など、情報システムの開放をしているのは九州大。1982 年以降に購入した図書約 30 万冊の目録を電算化。OPAC（利用者用オンライン目録）システムをつくっている。利用は学内に限っていたが、今年 4 月から市民にも開放した。

パソコン通信用の機材やソフトを用意すれば、電話回線を使って、大学の OPAC に接続できる。自宅から日本語図書、洋書や外国の学術雑誌の検索もでき、図書館に足を運ぶ手間が省ける。検索料金は無料。中学、高校の先生や企業の研究者らを中心に利用されているという。

同様のサービスは九州芸術工科大などでも検討しており、今後も増えそうだ。

〔註〕原本縦書き。

893　九大、高校と連携強化

（『読売新聞』2000（平成 12）年 1 月 9 日朝刊）

出前講座や体験講義

九大、高校と連携強化

九州大は 2000 年度から、教官が高校に出向いて「出前講座」を開いたり、高校生に大学の講義や実験を体験させる「ゼロ年次教育」を本格化させる。高校生に進路選択の際の参考にしてもらうのが狙い。昨年 12 月、中央教育審議会（中教審、文相の諮問機関）が提言した「高校と大学の連携」に沿った試みとして注目を集めそうだ。

「ゼロ年次教育」は、大学入学以前の高校生を対象にすることから、九州大が独自に名づけた。

窓口となる武谷峻一・アドミッション（入学情報）センター教授によると、九州大ではこれまでも、福岡市の県立城南高が大学の教官を招いて開くジョイントセミナー（出前講座）や、大学院数理学研究科の教官有志、大手予備校などが主催する入門セミナーに教官が参加してきたが、「あくまで個人としての参加で、大学としての取り組みはなかった」という。

このため、センターが中心となり、3 月中をめどに現状把握のためのアンケートを実施。実績のある学部、研究科の教官十数人でプロジェクトチームをつくり、2000 年度は資金面を含め、既存の取り組みを大学としてバックアップする。2001 年度以降

は城南高以外の高校や他分野にも対象を広げ、「その過程で高校の教諭とも交流を深めたい」としている。

先の中教審答申は、少子化や大学進学率の上昇に伴い、大学が学生を「選抜」する時代から、相互に「選択」し合う時代に移行すると指摘。大学生の「学力低下」に対応するため高校の教員が大学で補習授業をしたり、大学が高校生向けに集中講義を行うなど相互の協力体制の構築を提案している。

文部省は答申を受け、2000 年度以降、高校と大学の双方に働きかけを強める方針だが、現時点で九州大のように具体案を明示した国立大はほとんどないという。

〔註〕原本縦書き。

894　財団法人九州大学後援会寄附行為

（2001（平成 13）年 11 月 1 日設立）

財団法人　九州大学後援会　寄附行為

第 1 章　総　則

（名　称）

第 1 条　この法人は、財団法人九州大学後援会という。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を福岡市中央区天神 2-12-1　社団法人　学士会福岡支部内に置く。

第 2 章　目的及び事業

（目　的）

第 3 条　この法人は、九州大学における教育・研究活動及び国際交流並びに教育研究施設等の整備保全に必要な助成を行い、もって、我が国の教育・学術発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一　教育・研究活動に対する助成

二　教育・研究の国際交流に対する助成

三　教育・研究施設等の整備・保全に対する助成

四　学生の奨学に対する助成

五　その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章　資産及び会計

（資産の構成）

第 5 条　この法人の資産は、次のとおりとする。

一　設立当初の財産目録に記載された財産

二　資産から生ずる収入
三　事業に伴う収入
四　寄附金品
五　賛助会費
六　その他の収入

（資産の種別）

第 6 条　　この法人の財産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

一　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
二　基本財産とすることを指定して寄附された財産
三　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3　運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4　寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指示に従う。

（資産の管理）

第 7 条　　この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

（基本財産の処分の制限）

第 8 条　　基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

（経費の支弁）

第 9 条　　この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第 10 条　　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（暫定予算）

第 11 条　　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（収支決算）

第 12 条　　この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受け

て毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2　この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第 13 条　この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（新たな義務の負担等）

第 14 条　第 8 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第 15 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章　役員、評議員及び職員

（役　員）

第 16 条　この法人には、次の役員を置く。

一　理事　15 名以上 20 名以内（うち、理事長 1 名及び常務理事 1 名）

二　監事　2 名又は 3 名

（役員の選任）

第 17 条　理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2　特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

3　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務）

第 18 条　理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3　常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4　理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

（監事の職務）

第 19 条　監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規程する職務を行う。

一　法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議会又は文部科学大臣に報告すること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

（役員の任期）

第 20 条　　この法人の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）

第 21 条　　役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬）

第 22 条　　役員は、有給とすることができる。

2　役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

（評議員の選出）

第 23 条　　この法人には、評議員 15 名以上 30 名以内を置く。

2　評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3　特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

4　評議員は、役員を兼ねることはできない。

5　評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員の職務）

第 24 条　　評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

（事務局及び職員）

第 25 条　　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

3　職員は、有給とする。

第 5 章　　賛　助　会　員

第 26 条　この法人に、賛助会員をおくことができる。

2　賛助会員は、この法人の目的に賛同する個人又は団体とする。

3　賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

第 6 章　会　議

（理事会の招集等）

第 27 条　理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2　理事会の議長は、理事長とする。

（理事会の定足数等）

第 28 条　理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2　理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員会）

第 29 条　次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一　事業計画及び収支予算についての事項

二　事業報告及び収支決算についての事項

三　基本財産についての事項

四　長期借入金についての事項

五　第一号、第三号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

六　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2　前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

（議事録）

第 30 条　すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 7 章　選考委員会

（選考委員会及び委員）

第 31 条　　この法人は、第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事業の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

2　選考委員会は、5 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。

3　前項の委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。ただし、理事及び評議員より選出された委員は、選考委員総数の 4 分の 1 以下とする。

4　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5　補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6　選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章　　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第 32 条　　この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

（解　散）

第 33 条　　この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第 34 条　　この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人又は九州大学に寄附するものとする。

第 9 章　　雑　　則

（書類及び帳簿の備付等）

第 35 条　　この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

1　寄附行為

2　役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

3　財産目録

4　資産台帳及び負債台帳

5　収入支出に関する帳簿及び証拠書類

6　理事会及び評議員会の議事に関する書類

7　官公署往復書類

8　収支予算書及び事業計画書

9　収支計算書及び事業報告書

10　貸借対照表
11　正味財産増減計算書
12　その他必要な書類及び帳簿

2　前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3　第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

（細　則）

第 36 条　　この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附　　則

1　この寄附行為は、文部科学大臣の設立許可があった日（平成 13 年 11 月 1 日）から施行する。

2　第 10 条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立発起人会の定めるところによる。

3　第 15 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、平成 13 年 11 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

4　第 20 条第 1 項及び第 23 条第 5 項の規定かかわらず、この法人設立当初の理事、監事及び評議員の任期は、平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

5　第 17 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

【 理 事 】

（理事長）
大野　茂

（常務理事）
杉岡　洋一

（理事）
石井　幸孝
押山　孜
加藤　竺子
鎌田　迪貞
神田　慶也
古賀　誠二

重渕　雅敏
四島　司
柴田　洋三郎
清水　晃
白石　司
竹嶋　康弘
佃　　亮二
西原　廸彦
布江　彌之助
野口　郁子
平山　良明
三橋　国英

【 監 事 】

長野　日出生
森山　靖章
吉田　清治

6　従来九州大学後援会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

895　九州大学社会連携推進室規程

（2004（平成 16）年 4 月 1 日施行）

九州大学社会連携推進室規程

平成 16 年度九大規程第 8 号
施　行：平成 16 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、社会連携推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条　推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

(1)　社会連携推進戦略の原案作成に関すること。
(2)　社会連携連絡協議会・自治体等との連絡調整に関すること。
(3)　社会連携及び地域貢献特別支援事業に係る情報の収集及び提供に関すること。
(4)　社会連携推進委員会の任務の支援に関すること。
(5)　その他社会連携の推進に係る支援に関すること。

（組織）

第 3 条　推進室は、室長、主査、室員及び協力教員をもって構成する。

（室長）

第 4 条　室長は､理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2　室長は、推進室の業務を掌理する。

（主査）

第 5 条　主査は、室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2　主査は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

（室員）

第 6 条　室員は、事務職員若干人をもって充てる。

2　室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

（協力教員）

第 7 条　協力教員は、社会連携の推進に関し専門的知識を有する教員のうちから総長が指名する。

2　協力教員は、室長の命を受け、推進室の業務の処理を助ける。

（事務）

第 8 条　推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課及び学務部教務課において処理する。

（補則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

896　九州大学感謝状贈呈規程

（2004（平成 16）年 7 月 16 日施行）

九州大学感謝状贈呈規程

平成 16 年度九大規程第 130 号

施　　行：平成 16 年 7 月 16 日

（趣旨）

第 1 条　この規程は、九州大学（以下「本学」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

（贈呈の基準）

第 2 条　感謝状は、学外者及び学外団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものに贈呈する。

(1)　本学学生に対し、継続的な精神的援助を与えたもの

(2)　本学学生の課外活動の充実・発展に貢献したもの
(3)　本学学生の奨学育英に貢献したもの
(4)　本学学生、職員等の福利厚生に貢献したもの
(5)　本学学生、職員の生命、身体等の危険等の防止に貢献したもの
(6)　本学の教育、研究、社会連携及び国際交流の発展に貢献したもの
(7)　本学の教育・研究環境の整備に貢献したもの
(8)　本学同窓会の活動に顕著な貢献があったもの
(9)　その他総長が適当と認めたもの

（被贈呈者の推薦）

第 3 条　感謝状被贈呈者の推薦は、総長、理事、各部局長及び事務局長が行う。

2　前項の推薦は、前年度分について毎年 4 月 10 日までに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（被贈呈者の選考）

第 4 条　被賠呈者の選考は、役員会の議を経て総長が決定する。

（感謝状の贈呈）

第 5 条　感謝状の贈呈は、本学開学記念日に総長が行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（優遇措置）

第 6 条　被贈呈者に対しては、本学の行う諸行事への招待等優遇措置を考慮するものとする。

（雑則）

第 7 条　この規程に定めるもののほか､感謝状の贈呈に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成 16 年 7 月 16 日から施行する。

897　第 1 回九州大学ホームカミングディ開催

（「プレスリリース」　2006（平成 18）年 10 月 20 日）

第 1 回九州大学ホームカミングディ開催

概　要

伊都キャンパスへの移転が始まりました。九州大学の歴史が大きく変わろうとしています。この機会に本学の卒業生をお迎えし、過去、現在から未来へと繋がる九州大学をご覧いただきたいと思い、ホームカミングディを開催します。3 年後には移転を予定している六本松キャンパスを会場といたします。

■背　景

九州大学は、昨年から伊都キャンパスの移転が始まり、大きく歴史が変わろうとし

ています。

従来の移転スケジュールでは、六本松地区（全学教育、比較社会文化研究院、言語文化研究院他）は箱崎地区へ一度移転した後で、伊都キャンパスへ移転することとなっていました。

しかし、直接伊都キャンパスへ移転することによって、早期に全学教育に係る良好な学習環境の整備が可能となるため、教育研究が一層円滑に機能することとなり、かつ移転関連コストの削減が可能になることなどの理由から、文部科学省との間で協議を行い、直接移転することになりました。

そこで、この機会に本学の卒業生に六本松キャンパスへお越しいただき、過去を振り返ると同時に、共に本学の現在と未来を見ていただく機会を提供することによって、キャンパスが移ってもなお、継承されるべき愛校心を育んでいただければと企画しました。

■内　容

1. 日時、場所

12 月 3 日（日）（9：00～17：30）　六本松キャンパス

2. 実施イベント

1）キャンパスツアーin 伊都
2）学生会館生協食堂開放
3）歓迎式典
4）特別講義（講師：斎藤文男　九州大学名誉教授）
5）交流会
6）写真展「九州大学の歩み　～創設から伊都キャンパス誕生まで～」
7）大学先端研究紹介（パネルによる研究紹介）
8）附属図書館六本松分館開放（旧玉泉館所蔵考古学資料（常設展）　等）
9）九大グッズ販売
11）学生の課外活動の紹介（ママ）
12）学生集会所　亭々舎（休憩場所・立ち寄り場所として開放）　　等　詳細は別紙のとおり

【用語解説】

ホームカミングディ

・卒業生の方々を母校にお訪ねきして、しばし思い出に浸ったり、旧友に再会できる場所を提供するものです。また、大きく変わりつつある大学に触れていただくことで、大学の過去から未来をより身近に感じていただくためのイベントです。

898　九州大学稲盛財団記念館規則

（2009（平成 21）年 10 月 1 日施行）
平成 21 年度九大規則第 22 号
施　行：平成 21 年 10 月 1 日

九州大学稲盛財団記念館規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、九州大学稲盛財団記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　記念館は、九州大学（以下「本学」という。）が世界中の人が集い交流を深めながら人類と社会の進歩発展に貢献するための「知の新世紀を拓く」新しい教育研究拠点（安心・安全な社会に欠かせないエネルギー、環境、情報通信などの最先端技術の創成を通して、人と技術の調和及び心と技術の調和に貢献する研究機関）として、地域社会はもとより、国際社会に向けて、21 世紀の更なる学術・研究の発展に真に貢献し、科学の発展と人類の精神的深化のバランスのとれた社会の実現に寄与する活動を支援することを目的とする。

（館長）

第 3 条　記念館に、管理運営責任者として館長を置く。

2　館長は、理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

（名誉館長）

第 4 条　総長は、記念館の設置等に関し、特に功労のあった者に対し、名誉館長の称号を授与することができる。

（審議機関）

第 5 条　記念館に、稲盛財団記念館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　次条に規定する施設の使用に係る公募に関する事項

(2)　記念館の使用許可、許可内容の変更、許可の取消等に関する事項

(3)　その他記念館の管理運営に関する事項

3　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　館長

(2)　総長が指名する理事　2 名

(3)　総務部長

(4)　財務部長

4　委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

5　委員長は、委員会を主宰する。

（施設）

第 6 条　記念館に、京都賞ライブラリー、稲盛ホール、サロン等（以下「施設」という。）を置く。

（使用の範囲及び許可）

第 7 条　記念館は、第 2 条の目的の範囲内で、本学関係者、本学と連携・協力する学外関係者及び一般市民の使用に供するものとする。

2　記念館の施設のうち、使用細則で定める施設の使用にあたっては、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

3　前項の規定により、当該施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　本学の職員及び学生

(2)　本学の職員経験者

(3)　本学の卒業生

(4)　本学と連携・協力する学外関係者

(5)　その他館長が適当と認めた者

（適正使用）

第 8 条　記念館の使用にあたっては、記念館の目的に沿つて適正に使用しなければならない。

2　館長は、記念館を使用する者が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（使用時間等）

第 9 条　記念館の施設の使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

（使用料）

第 10 条　記念館を使用する者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

（損害賠償）

第 11 条　記念館を使用する者は、その責に帰すべき事由により記念館の施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 12 条　記念館の管理運営に関する事務は、伊都地区特定大型研究支援室及び伊都地区共通事務室において処理する。

（雑則）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、使

用細則で定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。